

國學院大學學術情報リポジトリ

『神道雑々集』下巻と『山王神道秘要集』の二十五条から二十七条をめぐる一、二の問題：

「『山王神道秘要集』「二十七纂抄文段ノ事」と『神道雑々集』」再考

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新井, 大祐 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002244

『神道雑々集』下巻と『山王神道秘要集』の

二十五条から二十七条をめぐる一、二の問題

——『山王神道秘要集』「二十七纂抄文段ノ事」と『神道雑々集』再考——

新井大祐

はじめに

本稿で取り上げる『神道雑々集』^①（以下、『雑々集』と略す）は、これまで多くの中世文学・中世神道研究者の注目を集めてきた、上下二巻からなる神道書、就中、天台山門の教説や山王神道に関わる神祇書である。

内部の徴証より、貞治五年（一二三六）に成立し、その後、幾つかの加筆を経て現在の形に至ったものと考えられている。^②

現在確認されている伝本は天理大学附属天理図書館吉田文庫所蔵本（以下、「天理本」と称す）および彰考館文庫所蔵本（以下、「彰考館本」と称す）の二本で、いずれも写本である。^③

ところで、かつて筆者は天理図書館ならびに国文学研究資料館において前掲二本（彰考館本は国文研蔵マイクロフィルム版による）の調査を行ない、『雑々集』下巻（以降、上下の別は示さない。ただし、特に必要と判断される部分にはその

別を示す)が、幾つかの異同が認められるものの、叡山文庫無動寺蔵『山王神道秘要集』(以下、『秘要集』と略す)と内容をほぼ同じくするものであることを見出し、試みに同書を『雑々集』の一異本として位置付けた。⁽⁵⁾さらにその後、その相違点の中でもひとときわ注意を要する問題として、『雑々集』の内に『秘要集』の缺文らしき部分が看取される点に注目し、当該部分を天理本によって翻刻・紹介し、『秘要集』の補完を試みた。⁽⁶⁾ただし、筆者の力不足から、内容の詳しい分析や出典などを明らかにすることがかなわず、結果、内容についての深入りを避け、はなはだ簡単な資料紹介にとどめるのみとなった。

しかし、同論考発表後、当問題に深くかかわるものであろうと推察される原克昭氏の説に触れた。

そこで、この機会を借り、原氏の説をよすがに、拙稿発表以降に知り得たことを織り交ぜつつ、いま一度この問題に対して検討を加え、かつての辱を雪ぎたいと思う。

一、『雑々集』と『秘要集』間の異同 — 問題の所在 —

はじめに、読者の便に供するため、これまでの拙稿の概要を掲げ、問題点の整理を行なっておきたい。

ここで問題となる『雑々集』下巻と同内容を持つ『秘要集』は、前述の通り叡山文庫無動寺蔵の写本で、同名の書は他に類を見ない、いわゆる孤本である。その奥書には「本云天正七年^己八月十三日書畢」ならびに「于時寛文元年

^辛暢月上澣書「寫之」畢」とある。本奥に「書畢」とあることから、これをそのままに解釈すれば、祖本が天正七年(二五七九)に成立し、それを寛文元年(二六六一)に書写したものであることが理解される。

次いで内容に目を移すと、全三十九条よりなり、十三条目までは山王二十一社の本地などに関する言説で、十四条

以降は著名神社の縁起や靈驗譚、その他、歌論や神道論、それらに關わる説話などで占められており、そのほとんどが『雑々集』との本文の一致をみせるが、若干の異同、或いは各々が抱える独自記事も看取される。

それら異同の顕著なものとして、まず目録が挙げられる。すなわち、『雑々集』目録では、比較的長い本文内の条目名である「一、日吉大宮權現波止土濃事」「十六、安藝國嚴嶋大明神顯現時代事」「三ノ三、啫啫^ト歌^ト與^ト色葉^ト」^一五時^ニ云合^テ心得^ノ事」などを「日吉大宮權現波止土濃事」「安藝國嚴嶋大明神出現事」「啫啫^ト哥^ト与^ト色葉^ト」^二五時^ニ云合^テ意事」のようにほとんど同文に掲げるのに対し、『秘要集』目録では「大宮波止土濃事」「嚴嶋明神事」「啫啫歌事」と簡略に記している。このように、両書間における目録の記述については一致しない点が少ないのである。

さらに、両書間において異同の目立つ部分の目録ならびに当該本文条目を比較すると次頁の表1・2の通りである。⁽⁷⁾このように比較してみると、両書はほぼ同文であるにも関わらず、條目名ならびに条目数が一致しない(『雑々集』は目録三十七条、本文三十八条。『秘要集』は目録・本文ともに三十九条)のであり(表、傍線)、さらには『雑々集』一書内でも目録と本文の条目数が一致しないのである。

これは『雑々集』本文において、(一)『秘要集』に言うところの「三十一。佛前^ニ王^ノ之事」を一条とせず「卅、日本事 胎金兩部七代五代」のうち組み込み、さらに三十一條を缺いたまま二十二條に移ること、(二)『秘要集』「二十九。〔靈劍事〕」が「卅八、慈惠大師物忌ノ事」に含まれてしまい、一條として立てられていないこと、などより起こったものであることが理解される。なお、この他にも目録・本文間の異同の甚だしい所があるが、それについては後に詳述するであろう。

表1、「目録（三十条〜末）」

『雑々集』	『秘要集』
卅、日本之事 <small>胎金兩部 七代五代</small>	三十。日本事 <small>胎金兩部。七代五代。 岩戸。六十八箇國之事。</small>
卅一、連歌之事	三十一。佛前一王之事
卅二、啫啫 <small>ト</small> 哥 <small>ト</small> 与 <small>ト</small> 色葉 <small>ト</small> 、五時云 合得意事	三十二。連歌之事
卅三、神武天王之事	三十三。啫啫歌事
卅四、藤原氏系圖之事	三十四。神武天王事
卅五、六祖 <small>ノ</small> 宮社官發心事	三十五。藤原系圖事
卅六、物忌之事	三十六。六祖宮社官發心事
卅七、慈惠大師物忌之事 (以上)	三十七。物忌事
	三十八。慈惠大師物忌事
	三十九。靈劍事 (以上)

表2、「本文條目（三十条〜末）」

『雑々集』	『秘要集』
卅、日本事胎金兩部七代五代	三十。日本事
(缺)	三十一。佛前一王之事
卅二、連歌事	三十二。連歌之事
三ノ三、啫啫 <small>ト</small> 哥 <small>ト</small> 与 <small>ト</small> 色葉 <small>ト</small> 、 五時 <small>ニ</small> 云合得意様事	三十三。啫啫 <small>ト</small> 歌 <small>ト</small> 與 <small>ト</small> 色葉 <small>ト</small> 、 五時 <small>ニ</small> 云合 <small>テ</small> 心得様事
卅四、神武天王之事	三十四。神武天王之事
卅五、藤原氏 <small>ノ</small> 系圖之事	三十五。藤原系圖事
卅六、六祖 <small>ノ</small> 宮社官發心事	三十六。六祖 <small>ノ</small> 宮 <small>ノ</small> 社官發心事
卅七、物忌之事	三十七。物忌事
卅八、慈惠大師物忌ノ事 (以上)	三十八。慈惠大師物忌事
	三十九。靈劍事 (以上)

以上のように、その条目は随所に相違を見せるが、本文に関して言えば一点を除いては特に大きな異同は認められない。

その一点が、本稿で問題とする、『秘要集』目録に見える二十七条目「二十七。纂抄分段ノ事」をめぐる問題である。すなわち、同条は、『秘要集』本文では「六段有リ一紙ニ」とのみあつてその内容を缺くが、その内容と思しき記述が『雑々集』下巻「廿六、次諸社方角事」内に見出されるのである。

この二十六条本文は、条目名の通り十六社の方角を記した後に、「次八所御霊事」「常在靈山ヲ読哥事、并日神ト尺迦ト兆滅現滅ノ事」なる条文が続き、その後^⑧に当該部分が条目名などを立てずに一丁半分を取つて続く。また、同文の後に二十七条にあたる条目を置かずに、「廿八、大神宮事」に移る。

なお、目録では、「廿七、八所御霊之事」として、本文では条目番号の付されていない「八所御霊之事」を一条として立てている。これは、本文条目が二十六から二十八へと二十七条を立てずに移ることを不審に思った書写者による措置とも推されるが、この点については後述したい。

繰り返しになるが、この問題に対し、筆者は以前、当該部分の翻刻を紹介した。しかしその際、内容に関しては「推測のつかない箇所が多々あり、はなはだ難解である」ためとして詳しい言及を避け、ただ『日本書紀』に関して成立や撰者、概要、あるいはその仏教的解釈などについて著録^⑨され、さらに、当該部分の条目名と察せられる『秘要集』「纂抄文段」なる語とを合わせて勘案し、「往古に編纂された史書（『日本書紀』）を抄録し、その〈分段〉の要所所に関しての概要・注釈を述べる」^⑩、との、はなはだ簡単な解釈を施すのみとした。

ところが、同論考発表後、原克昭氏「中世日本紀」研究史」の「四、日本紀註釈書の研究状況」中の、同部分について述べたと察せられる説に触れる機会を得た^⑩。

すなわち、主に中世期に成立した『日本書紀』（以下『書紀』と略す）註釈書の研究動向を掲げたうち、『日本書紀纂疏』（以下『纂疏』と略す）に係る部分の中で氏が、

「六科段」の条目が、貞治五年（一一三六）ごろの成立とされる『神道雑々集』巻下の本文中に紛れ込んでいる。後補の可能性も含めて要検討。

と述べるところがそれである。¹¹ 当論を見る限りでは、具体的に下巻のいずれの部分を目指すのかは不明瞭であるけれども、これを筆者の紹介した部分と照らし合わせ、さらにその言に従って『纂疏』と比較するに、これこそ氏の言うところの「六科段」の条目が「紛れ込んだ」部分と考えられるのである。

周知の如く、『纂疏』は、室町期を代表する博覧強記の大学者、一条兼良（応永九年（一四〇二）～文明十三年（一四八二））の手になる仏典や漢籍などの説をも取り込んだ『書紀』『神代卷』注釈書である。写本と版本があり、その伝本は数多い。それら写本の中でも、とくに兼良自筆本を写したものとして、天理図書館所蔵の清原宣賢書写本（以下、「宣賢本」と称す）がよく知られている。¹²

その研究史については、今ここで詳しくは述べないが、早くは近藤喜博氏がその成立時期を康正年中（一四五五～一四五七）と指摘され、¹³ その後も中村啓信氏をはじめ、岡田莊司氏や神野志隆光氏らがその複雑な成立事情をめぐる諸本の問題に対して詳しく考察を加えている。¹⁴

それでは、次項において『雑々集』当該部分と『纂疏』との比較を行ない、原氏の説を検証してみたい。

二、『雑々集』と『纂疏』の比較

検証に先立ち、作業の便を図るため、かつて天理本によって紹介した問題の箇所をいま一度ここに掲げる。

掲出にあたっては、出来るだけ原文に忠実な形とする。それというのも、その様態が、まず項目名を大字で立て、その下に割注の如くに数行に亘ってやや小さめの字で本文を記し、さらにその下に同様に数行の文を記すという特異な形をとるためである。

なお、発表後の点検によって判明した歛落部分を加筆し、また『纂疏』との比較により知るところとなった誤読等については予め改めた（また、底本の誤写等はそのままである）。また、意味の通りにくい部分が多分に存するため、ここではあえて読点等を施すことは避けた。

六曜（カ）清足姫四年五月廿二日淡路帝 諡崇道尽敬皇帝

一 撰述人時 元正天皇養老年中一品舍人親王 天武天皇御子第三子也

從四位下勲五等太朝臣安麿神八耳尊、後此神武、長子按清兄也安麿

二 引拠書典 古也 右事記爲指南或旧事記爲本拠 聖徳太子

元明天王和銅五年正月八日

豊國成姫 沈約撰陰陽書謝靈運

三 制書例 撰者名註解一書非注解此記死序 山居賦之例也

一 説断自天地成後定神聖生中

神代上下二篇象于日月皇紀二十八篇象于廿八宿合卅卷則一月二數

本訓轉倭語爲漢字至尊日尊自餘日命 美拳等

四本末義訓

末訓譯漢語為倭訓也 軍 揮沌、鷹訶礼 葉木國可美

俱倅 久々毛利 一尺義本猶始日出入為始終 如本

五一書題目

一通頭 二尺日本三倭訓 山跡山止山戸 天地義備耶 如本 广止之音

二別目次白書紀三別号十三 一倭國 二倭面國 三倭人國 四耶馬臺國

五姬氏國 周氏 婦人美称 六扶桑國七君子國 已上倭漢通称

八豐葦原千五百秋之瑞穗國九豊秋津州十浦安

國十一細戈千足國十二磯輪上秀真國十三玉垣内國

如本 已上倭國純稱神國事也

尺義

神代上下為書者於竹帛圖 神武至持統為紀流理治事而係之年月

和訓 見鳥跡即沙制衣久字仍日踏

一約心出体空ノ生レハ大覺ノ中如ニ海ノ區發カ、

二約三氣明名 三約形示教ニ 一内教ニ外教ニ今書也

初尺神字三

別目三二尺代二一尺字義

三尺上字二解妨難

一三才開始二七代他生三八州起原四万物造他五瑞珠盟約 イ

六本文註解十一六宝鏡圖像七神劔奉天八經營天下 已上十一卷

九天孫降迹十易幸十一神皇承運 已上下卷

卅一万八千五百卅二年 六十二百七千八百九十三年

八十三万六千四十二年

該当部分は以上である。

以下、掲出部分と『纂疏』の比較を試みる。比較にあたっては、文意を正確に読み取るといふ目的に鑑み、訓点等が明記された比較的読みやすい活字本『国民精神文化文献四 日本書紀纂疏』⁽¹⁷⁾（底本は前掲、宣賢本に連なる両足院本）を使用する。

まず、全体に亘る問題について述べておく。

如上、『雑々集』は大字で一〜六の項目を立て、その下に注記の如くに小字数行に亘る本文を記す。この大字による項目のみを抽出すると、「一撰述人時」、「二引拠書典」、「三制書例」、「四本末義訓」、「五一書題目」、「六本文注解」となる。そこで、『纂疏』に目を移すと、卷一冒頭に、叙文に続いて「将釋此書。先開六段、一撰述人時、二引拠書典、三制書凡例、四本末義訓、五一書題目、六本文注解」と見え、ここから『雑々集』の項目立てが『纂疏』と合致するものであることが理解される。ただし、『雑々集』「三制書例」のみ「凡」字を缺く点で一致しない。

次いで、両書間の本文の比較に移る。まず、『雑々集』当該部分を項目に従って①〜⑥に分ち、さらに、語句や文に細分化して、「a」、「六曜清足姫」のように「アルファベット」、「」の形で掲げ、次いで該当する『纂疏』本文を前掲書によって【】に示し、（ ）内に該当ページ数・行数を掲げる。なお、ここでは比較作業を行なうという点に鑑み、『雑々集』掲出部分には出来得る限り読点を付し、改行は「」で示す。

① 「一、撰述人時」

a、「六曜清足姫」

【清足姫キヨタラシヒメノ天皇フイ貞辰之時。親王及ヒ安麻呂等…】（二・七）

b、「四年五月廿二日」

【養老四年五月廿一日】(二・八)

c、「淡路帝、諡崇道尽敬皇帝」

【其後及「淡路帝。即位天平寶字。三年。詔以舍人親王。諡曰「崇道盡敬皇帝」…】(二・十四～三・一)

d、「元正天皇養老年中、一品舍人親王」

【元正天皇養老年中。一品舍人親王…】(一・一二)

e、「天武天皇御子第三子也」

【天武天皇第三之子】(二・十二)

f、「從四位下勳五等太朝臣安麿」

【日本書紀者。一品舍人親王。從四位下勳五等。太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也】(二・三)

g、「神八耳尊、後、此神武、長子、按清兄也」

【安麻呂^ハ。王子神八井耳命^{カンヤイノミノミコト}之後也。蓋神八井耳者。神武之長子。綏靖^{スイセイ}之庶兄也】(三・二～三)

h、「安麿」

【不明】

aの「六曜」、b「廿二日」、g「按清」を除くと概ね一致する。b【廿一日】、g【綏靖】の誤りであろう。なお、h

「安麿」は、彰考館本ではgに続けず、改行して「按清兄也」の左脇、第二段「引扱書典」の「聖徳太子」のやや下脇に配置している。

② 「二、引扱書典」

a、「右事記古也爲指南、或、旧事記爲本扱」

【或、謂以古事記爲指南。或、謂以旧事記爲本扱】（八・十六）

b、「聖徳太子」

【但聖徳太子。稟生知之質……】（九・一）

c、「元明天王和銅五年正月八日」

本段にはなし。ただし、【撰述人時】に【世運遷代。豊國成姫トユクニナリヒメノ天皇臨軒之年。詔正五位上安麻呂ニ。俾撰阿禮所誦之言。和銅五年正月廿八日。初上彼書】（二・五〇六）とある。

多少の異同はあるが概ね一致する。bは「旧事記」の作者、cは「古事記」の成立に係る註記であろう。また、前述の通り、①「一、撰述人時」末のh「安麿」が彰考館本では「聖徳太子」のやや右下に配されている。恐らくは、c同様「古事記」に係る註記であろう。

③ 「三、制書例」

a、「豊國成姫」

本段にはなし。② c 参照。

b、「撰者名」

【諸書標撰者之名。此書舍人親王。及。安麻呂所撰也】（四・四〇五）

c、「註解」

【又云經史註解】(四・五)

d、「一書、非注解」

【一云此書註文。一書或曰等。全非_二注解_一】(四・七)

e、「此記死序」

【諸經_二皆有_レ序。此_ノ紀獨無_シ】(四・九)

f、「沈約撰、陰陽書、謝靈運／山居賦之例也」

【如_下沈約新撰_二陰陽書_一。謝靈運山_カ居賦_ノ之例_上也】(四・六)

g、「一説、断自、天地成、後定神聖生中」

【故一説。断_二自_一。天先成而地後定然後神聖生其中焉以上】(四・九、十)

h、「神代上下_二篇、象于日月皇紀、二十八篇、象于廿八宿、合卅卷、則一月三數」

【又按_二神代上下_二篇_ハ。象_二于日月_一。皇紀_二二十八篇_ハ。象_二于廿八宿_一。合爲_二三十卷_一。則一月之數也】

(四・十三、十四)

そのほとんどが随所で一致するが、aについては同文、或いは意を同じくする記述は見当たらない。ただし、そのすぐ右に「元明天王和銅五年正月八日」(②c)とあるので、「元明天王」に係る註記が本文化して本段に紛れ込んだものであるろう。

④ 「四、本末義訓」

a、「本訓轉倭語、爲漢字、」

【本訓^{ト云ハ}謂^下倭語^ト爲^中漢字^ト也】(五・一)

b、「至尊、日尊、自餘、日命、美拳等」

【至^テ尊^レ日^ヲ尊^ト。自^{コレ}餘^{ヨリ}日^ハ命^ト。並^ニ訓^フ美拳等^ト】(五・一〜二)

c、「末訓、譯漢語、為倭訓也」

【末訓^{ト云ハ}。謂^ク譯^ニ漢語^ト爲^ニ倭訓^ト也】(五・四)

d、「渾沌、磨訶礼」

【此書^ニ混沌^{トイハ}。訓^ソ曰^ニ麻呂訶禮^ト】(五・四〜五)

e、「葉木國、可美」

【轉^ソ爲^ニ葉木國^ト。及可美^ト】(五・三)

f、「俱倖、久々毛利」

【俱倖^{メイカウトハ}。訓^ソ曰^ニ久々毛利^ト之類是也】(五・五)

g、「一尺義本猶始、日出入、爲始終」

本段にはなし。ただし、【五一書題目】に、日本国号の註釈として、【一義日本^ハ猶^レ始^ノ也。陰陽^ニ二神。始生日神。故以日本。爲名。又日以出入。爲始終。此日出國也。】(六・一〜二)が見える。

概ね合致する。ただし、dについては『雑々集』は「磨」一字に作るが、『纂疏』では【麻呂】と二字に作る。「渾沌」については『纂疏』では【混沌】に作るが、後に【蓋渾沌】(五・五)とあり、それに拠ったのであろう。

さらに、gについては、ほぼ同文が日本国号について述べる【五一書題目】に見えるところより、同段に係る註記が本段に紛れ込んだものであろう。

⑤「五、一書題目」

※本段は割注・双行の類が殊に入り組んでいるため細分化を避け、『纂疏』についても関連記事を列挙することとした。

a、「一通頭、二初尺日本三、二倭訓／二別目、次白書紀、三別号十三」

【有^二其^二。一曰通題。二曰別目。所謂日本書紀四字^ハ。是通題。通^二於一書一故也。神代上。神武綏靖等。是別目。別^二於各卷ヲ一故也。一通題^ノ中^ニ。初釋日本^一。次解書紀。初釋日本。復有^レ三。一釋^レ義。二倭訓。三別號】(五・七〇九)

b、「山跡、山止、山戸／天地義備邪^{如本}／广止之音」

【二倭訓者。日本。此^{ニハ}訓^{シテ}曰耶麻止^ト。猶言山跡也。舊云上古之世。天地初判。水土未^{カハカ}燥。故百姓往^二来於山^一。山^ニ多人跡^一。又云耶麻止^一猶^二山止也^一。古語謂居住^ヲ爲止。又云。百姓住^レ山爲^レ戸。故名曰山戸^一。以上三義[…]】(六・八〇七)

c、「二倭國、二倭面國、三倭人國、四耶馬臺國／五姬氏國、周氏婦人美称、六扶桑國、七君子國、以上倭漢通称／八豊葦原千五百秋之瑞穂國、九豊秋津州、十浦安／國、十一細戈千足國、十二磯輪上秀真ノ國、十三玉垣内國／已上倭國純稱神國事也^{如本}」

【三別號者。凡吾國之名。通倭漢。有一十三。其。一云倭國(中略)二云倭面國(中略)三云倭人國(中略)四云耶馬臺國(中略)五云姬氏國(中略)蓋姬氏^ハ周^ノ姓(中略)姬^ハ婦人之美稱^{ナリ}(中略)六云。扶桑國(中略)七云。君子國(中略)以上七名倭漢通稱。(中略)八云。豊葦原千五百秋之瑞穂國(中略)九云。豊秋津洲^{トヨアキツシマ}(中略)十云。浦安國^{ウラヤスクニ}(中略)十一云。細戈千足國^{ホソホコチタリ}(中略)十二云。磯輪上秀真國^{シワカミホツマ}(中略)十三云。玉垣内國^{タマカキウチ}。謂神國之義也。以上六名。倭國獨稱。】(七・三〇八・八)

d、「尺義、神代上下爲、書者於竹帛、神武至持統、爲紀流理治事、而係之年月」

【釋義者。(中略)今按神代上下^ラ爲^レ書^ト。言^{心ハ}以陰陽不測之理。著^{アラハス}之竹帛^一。神武至持統^一爲^レ紀^ト。言^{心ハ}以^二帝皇^一爲治之事^一係^二之年月^一也】(八・九〜十二)

e、「和訓 見鳥跡、即、沙制衣久字、仍、日蹈」

【和訓^ハ者。書紀。此^{コ、ラハ}曰^二布美^一。猶^レ言^レ踏^{フミト}也。舊云。倉頡因見鳥跡印^レ沙^ニ。始^テ製^二文字^一。曰^レ踏。】

f、「二約心出體、空^ノ生^{リハ}大覺、中如^二海^一、區發^カ／二約三氣明名／三約形示教^ニ／一内教、二外教、三今書也」

【二約心出體。二約氣明名。三約形示教】(九・四〜五)

【空生大覺中。如海一漚發】(九・十四)

【三約形示教者。有二。一依外教。二依内教。三依今書】(十一・五〜六)

g、「別目三、初尺神字^ニ／二尺代^二、一尺字義／三尺上字、二解妨難」

【二別目中。初釋神字^一。二釋代字^一。三釋上字^一】(九・四)

【二釋代者有二。一釋字義。二解妨難】(十四・十一〜十二)

ほぼ同文が認められるが、a「一通題」は底本のままである。【通題】の誤りであろう。なお、彰考館本も「題」に作っている。またe「制衣久字」は【製】字を「制」「衣」に分けた誤写。また、「久」は【文】の誤写。(彰考館本も同様)。

ところで、a・b・cについては、『纂疏』では【二倭訓】としてヤマトの語源に関する記述、【三別號】として日本国号の十二の別称を掲げている。恐らくは書写段階での目移りなどによってこれらが入り交じり、このような形になったのであろう。f・gもまた同様である。

⑥「六本文註解」

a、「十一、一三才開始、二七代化生、三八州起原、四万物造他、五瑞珠盟約／六宝鏡圖像、七神劔奉天、八經營天下、已上十一卷／九天孫降迹、十易幸、十一神皇承運、已上下巻」

【六本文註解。第一三才開始。第二七代化生。第三八州起原。第四万物造他。第五瑞珠盟約。第六寶鏡圖像。第七神劔奉天。第八天孫降迹。第九兄弟易幸。第十神皇承運。前七在上。後三在下】（十六・九〜十一）
b、「卅一万八千五百冊二年 六十三百七千八百九十二年／八十二万六千四十二年」

本段にはなし。ただし、【五一書題目】に、【而地神第三瓊々杵尊降迹已還。治天下。三十一万八千五百冊二年。彦火出見治天下。六十三万七千八百九十三年。葺不合治天下。八十三万六千四十二年】（十五・五〜七）と見える。

aについては、「十易幸」と【兄弟】を缺く。また、「已上十一巻」は底本のままであり、【已上上巻】の誤りと思われる。

また、bは、【五一書題目】に見える天孫統治の年数を列記したものであろう。

なお、特に注目される点として、『雑々集』では十一段に分けているが、『纂疏』は十段で「八經營天下」を入れない。この点、後に詳しく述べるであろう。

以上、『雑々集』と『纂疏』との本文の比較を行ってきたが、『雑々集』は随所に誤字（誤写）や文章の不自然な混入等を含むものの、概ね『纂疏』との同文が認められることが理解された。ただし、それらは『纂疏』本文を忠実に書写したのではなく、各段の細目の名称や、註文の抽き書きとなっている。

そこで再び『秘要集』に目を移すと、「二十七。纂抄分段事」は本文を「二十七。六段有_リ一紙_ニ」と記す。これに照らすと、まず本文の「六段」は『纂疏』に言うところの「一撰述人時」より「六本文註解」に至る六つの段を指していると解される。さらに、条名「纂抄分段事」においても「纂疏」の〈抄文〉と同書内の分類法である〈段〉について述べた」とも解されるし、或いは「文」を「六」の誤写と推測すると、「纂疏」を〈抄〉出し、〈六段〉について述べた」との意で名付けられたものであったとも考えられよう。

以上より、『雑々集』当該部分は、『秘要集』「二十七。纂抄分段事」の内容にあたるものであったことがより確かになるのであるが、『秘要集』との混同を避けるため、「纂疏抄」と仮に名づけて置くこととしたい。

三、『雑々集』「纂疏抄」の来し方 — 兼良自筆『纂疏』二種稿本をめぐる問題を辿って —

次いで、前項で比較作業の底本として掲げた宣賢書写系統の本は「六、本文註解」を十とするのに対して『雑々集』「纂疏抄」は十一に分ける点、すなわち同箇所が何に拠って記されたかという問題について考察を試みることにするが、それには『纂疏』の成立とその諸本の問題に関する研究史を辿り、それらを正確に把握することが最も重要であろう。

前述の如く『纂疏』は一条兼良の著した『書紀』「神代卷」の注釈書で、写本・版本ともに殊に伝本の数多いこと知られる一書である。

現在、兼良自筆本は残されていないが、清原宣賢が永正七〜八年（一五二〇〜一五二二）に兼良自筆本に忠実に書写したものが前掲、天理図書館所蔵の宣賢本として知られる。

その成立については、早く、近藤喜博氏が『神祇雑々』に見える記事を引いて、康正年間との説を提示し、⁽¹⁸⁾現在に至るまで信憑に足り得る説として認められている。

しかしながら、ことその諸本の問題については複雑な点が多く、諸先学により、これまで数多の考察が加えられてきた。

結論から先に言うと、『纂疏』は成立当初より、宣賢本やそこに連なる諸本とは異なる「兼良自身に発した異本」、すなわち二種の稿本があつたと考えられているのである。

この異本の問題もやはり近藤氏の指摘に端を発している。⁽²⁰⁾

近藤氏は、慶長十二年（一六〇七）に春日社預中臣祐範が書写したものに連なる曼殊院旧蔵本（天理図書館蔵）の本奥書中（中冊巻四・下冊巻六）に、文龜三年（一五〇一）に兼良自筆本を藤原俊通が書写した旨の本奥のあることから、本書が宣賢書写以前の伝本に係るものとして注目するとともに、中冊巻四に見える「此御抄太閤御本紛失、以予本今度令写給之次、或加増或減少、所々以御本、予又令校違定、而可有越度、重可校多／文明五載初夏廿有八日、隆量」なる本奥、すなわち「文明五年（一四七三）に、兼良が自身の本を紛失したため、藤原隆量の写した本を以て書写し、その際に「加増」「減少」を行なった」という点に注目する。その上で、同巻の長祿二年（一四五八）の隆量の奥書をも掲げ、「永正年間、清原宣賢・卜部兼永（東京国立博物館蔵・筆者註）による一条殿御自筆本による流布の五十四五年以前、既に正本（兼良自筆本・筆者註）による書写が藤原隆量によりてなされていたのである。しかしてその太閤御本は文明年間に加除を加えたのであつた。これは纂疏成立の上では今まで注意されないう重要なことであろう」と述べ、既に兼良による異本のある可能性を指摘している。⁽²¹⁾

この近藤氏の指摘以降、諸本の問題、就中、「兼良自身に発した異本」をめぐる問題は注目を集めることとなる。

中村啓信氏は、近藤説を承けて諸本を見渡した上で、その兼良による「或加増或減少」本の存在を認め、宣賢本系と、蓬左文庫本（以下、「蓬左本」と略称す）や版本などの間の異同を示し、それこそ兼良による「加増」「減少」によるものである可能性を示唆する⁽²²⁾。

これら近藤氏や中村氏の説を承けながら、二種稿本の問題に対してより詳しく考察を加えたものとして以下に掲げる岡田莊司氏⁽²³⁾、真壁俊信氏⁽²⁴⁾、神野志隆光氏⁽²⁵⁾の論考が注目される。

岡田氏は、兼俱が『書紀』神代巻の講義にあたって『纂疏』を多く用いている点を指摘し、現在は所在不明となっている、かつて吉田家文庫に所蔵されていたという兼俱書写『纂疏』をめぐる西田長男氏の説によりながら、その復原的考察を試みる。

氏は、かつて西田氏が吉田家文庫で行なった兼俱書写『纂疏』調査時のノート等を引き、それらに記されるところの兼俱書写『纂疏』奥書が長祿三年（一四五九）とあること、同本と神宮文庫蔵御巫本が同系統と考えられることなどによって、宣賢本系諸本との比較を行なっている。

その中で、宣賢本系諸本と御巫本との間には種々異同のあることを指摘するが、中でも、御巫本が六段「本文注解」を「第一三才開始、第二七代化生、第三八洲起原、第四万物造化、第五瑞珠盟約、第六宝鏡凶像、第七神劔奉天、第八経営天下、第九天孫降迹、第十兄弟易幸、第十一神皇承運、上巻八段、下巻三段」として上巻八段、下巻三段の合わせて十一段に分けている点に注目している。

この異同について氏は、「第八に「天下経営」の一段を加えるのは、吉田家の秘伝である」と述べ、これを兼俱による改訂と看做しつつも、両書間におけるその他随所の異同を、兼良自身による「加増」「減少」の問題と関連づけながら考察する。そして、兼俱書写『纂疏』が長祿三年に書写されたとされる点より、それは康正年間成立の「初稿本」

(以下、「康正初稿本」と称す⁽²⁷⁾)に拠ったとし、他方、それよりおよそ十五年を下る文明五年に兼良による「加増」「減少」の行なわれていることから、永正年間に書写された宣賢本および同系本を「文明再稿本」⁽²⁸⁾によるものとして位置付けた上で、御巫本と宣賢本系諸本との「甚だしい相違のすべてを兼俱の改訂によると結論づけることには慎重を要する。むしろ兼良の康正本と文明本の相違に由来すると考えられる」⁽²⁹⁾可能性を指摘している点は、後の二種稿本に係る具体的な研究の先蹤として注目される。

次いで、真壁氏は、宣賢本と版本(享保六年(一七二二)刊行本の覆刻版)との異同を指摘し、構成上の大きな相違点として、(一)六段「本文註解」が宣賢本では十段とするのに対し、版本では十一段とする点、(二)宣賢本では『書紀』⁽³⁰⁾本文を省略するのに対し、版本はまず本文を掲げ、その注釈の如くに纂疏本文を一字低書して示す点、(三)宣賢本は本文を掲げぬ代わりに『纂疏』本文を要約した頭書を掲げるのに対し、版本はそれを行なわない点、などを掲げる。そして、数箇所を亘って内容の比較を行ない、同系版本と、寛文四年(一六六四)に刊行された『日本書紀神代合解』所載の『纂疏』との内容の一致することを指摘し、享保六年本および覆刻版はこの『日本書紀神代合解』を参考に作成されたものである可能性を示唆する。

以上の写本間の異同ならびに写本・版本間の異同の研究成果を踏まえたものとして、神野志隆光氏の論がある。

同氏は、まず宣賢本を基準に据え、それと内容の大きく異なる版本との詳細な比較を通して、版本には全くの別文が見られるなどの相違の有り様から、版本は宣賢本(同系本)を改変して成立したものではなく、そこに「別本ないし異本」⁽³¹⁾の存在、すなわち「一次本」(康正初稿本)と「二次本」(文明再稿本)における相違の問題を想定する。

次いで写本間の異同に視点を移し、版本に通じ、かつ宣賢本と内容が相違する写本として蓬左本を掲げてその内容の比較を行ない、『六本文註解』における『書紀』の内容の段落分けが大きく異なっている点を指摘するとともに、宣

賢本には見えない「経営天下」が版本同様、「八」として立てられ、結果、「神代上」が八、「神代下」が三の全十一の章段からなる点を指摘する。

そして、岡田氏同様、「経営天下」を立てることが吉田家の家説として古くより主張されてきたことを諸書に見える兼俱や宣賢の「神代巻」講義の断片を例に述べるも、これは「吉田家説が入り込んだというようなものではなく、もとより『纂疏』のものだったと考えるべき⁽³²⁾」と捉える。その上で、文言の相違の問題をも含めた上で、「二次本（文明再稿本。筆者註）では祖本を忠実に伝える宣賢本（及び兼永本）、一次本（康正初稿本。筆者註）では蓬左本が、考察の中心にすえうるものとして⁽³³⁾」り、「諸本は、基本的には、兼良自身から出て少なからぬ加減をかかえる二つの系統として展望される⁽³⁴⁾」と述べ、より積極的に諸本間の異同を一種稿本の問題として考えている。

以上が『纂疏』二種稿本に関する主要な研究である。ここでこれら先行学説を時系列的に並び替えて整理すると、『纂疏』は一条兼良の手により康正年中に成立したが、兼良自筆本は現存しない。

・現存はしないが、長禄二年に藤原隆量が、長禄三年に吉田兼俱が書写を行なっている。前者は曼殊院旧蔵本の本奥、後者は西田長男氏吉田家文庫調査ノート等によって知られる。

・曼殊院旧蔵本によれば、文明五年頃、兼良が自身の本を紛失したため、隆量の写した本を以て書写し、その際に自身で「加増」「減少」など手を加えた。このため、『纂疏』には兼良自身による康正初稿本（二次本）と文明再稿本（二次本）の二種の本が派生することとなった。

・写本として現存最古のものは永正七〜八年に清原宣賢が兼良自筆本を書写した天理図書館所蔵本である。

・宣賢本およびその系統との異同を持つ写本として、慶長年間（一六〇一〜一六一四）書写の蓬左本⁽³⁵⁾、天保九年（一八三六）成立の神宮文庫所蔵御巫本⁽³⁶⁾などがある。なお、これらと近世期に刊行された版本との間には類似する記

述が散見する。

・宣賢本と蓬左本では、文言の相違に始まり、より大きな異同として、六段「本文註解」を、前者は「第一三才開始、第二七代化生、第三八州起原、第四万物造化、第五瑞珠盟約、第六寶鏡圖像、第七神劍奉天、第八天孫降迹。第九兄弟易幸、第十神皇承運」と神代上巻を七、下巻を三の計十段に分けるのに対し、後者は「第一三才開始、第二七代化生、第二八州起原、第四万物造化、第五瑞珠盟約、第六寶鏡圖像、第七神劍奉天、第八經營天下、第九天孫降迹、第十兄弟易幸、第十一神皇承運」と、第八段として「經營天下」を立て、結果、神代上巻を八、下巻を三の計十一段に分ける³⁷⁾。

・第八段として「經營天下」を置くことは、兼俱や宣賢が吉田家の家説として主張しているものの、こうした異同は、文明五年の兼良「加増」「減少」にまで遡り得ると目され、よって、蓬左本系統が康正初稿本、宣賢本系が文明再稿本を伝えている可能性がある。

となろう。

いささか迂遠になったが、改めて『雑々集』「纂疏抄」の「六、本文註解」に目を移すと、そこには確かに「八經營天下」を含む「十一」の章が記されていることは繰り返し述べている通りである。従って、いかなる本を以て「纂疏抄」が記されたかは断定し得ないものの、御巫本や蓬左本に連なる「康正初稿本」系統の『纂疏』が用いられたであろうことが明らかとなるのである。

なお、『雑々集』の祖本成立を貞治五年とする説に照らせば、無論、同箇所は牧野氏の指摘された「室町期に到る若干の加筆」にあたるものとなろう³⁸⁾。しかし、十段を記す本（「草稿」）と、十一段を記す本（「清書」）の二種があることが既に天文五年（一五三六）の宣賢の神代巻講釈に説かれてはいるものの³⁹⁾、同時代まで遡り得る『纂疏』が現存しない

今日、遅くとも現存『雑々集』の成立上限と考えられる永正十一年（一五一四）頃^④には、すでに「八経宮天下」を含む『纂疏』が存していた証左となるものとも言えよう。ただし、「本文註解」を「十一段」とする後世の『纂疏』ないし同書注釈書が使用された可能性のあることも否めない点、「十一段」説を主張した吉田兼俱、或いはそこに連なる者の関与の痕が看取される点^④、さらに、『秘要集』においては「何故」「二紙」に記されることとなったか―何らかの書写事情に依って「一紙」に記さざるを得なかったものか。同箇所を「吉田家の秘伝」と心得る者が明確な意図を持って「一紙」すなわち切紙の如き形式として別けたものか―が判然としない点などにより、直ちにそのように考えるには慎重を要するところであろう。

四、『雑々集』と『秘要集』の目録ならびに本文の、二十五条から二十七条の変遷

以上、原氏の説に導かれながら、『雑々集』下巻「廿六、次諸社方角事」に見る記述を『纂疏』と比較した結果、これが『雑々集』「纂疏抄」と呼び得るものであり、また『秘要集』「二十七纂抄文段」事の「一紙」にあつたとされる「六段」にあたるものであることが確かとなった。

次いで、本項では、今ひとつ、両書を比較した上で見出される、二十五条から二十七条をめぐる問題について述べておきたい。

前に、これまで問題としてきた『雑々集』「纂疏抄」は、目録・本文ともに一条として立てられず、目録二十七条目は「八所御霊之事」となっていると述べた（表3および4参照）。

表3、「目録（二十五〜二十八条）」

『雑々集』	『秘要集』
廿五、朝中諸神數、并靈社 廿二、十六事	二十五。朝中諸佛數并二十 二社事
廿六、諸社方角之事	二十六。諸社方角并八所御 靈之事
廿七、八所御靈之事	二十七。纂抄文段ノ事
廿八、大神宮之事	二十八。大神宮之事

しかしながら、『雑々集』『秘要集』ともに、その直前の二十五条、二十六条を比較すると、さらに不審な点が存するのである。

両書目録間で条名の異同がある点は前に述べた通りであるが、まず大きな相違点として、二十五条において『雑々集』が内容に整合する「諸神」とするのに対し、『秘要集』は「諸佛」に作る点が挙げられる。

次いで、二十五条より二十七条の本文に目を向けると、『雑々集』はほとんど全てを一続きに記しているため読み難いので『秘要集』によって掲げる、

二十五。朝中諸神數并靈社廿二社。十六社ノ事。八所御靈社。諸社方角ノ事

城^(ママ)中三十六座 京中三座

表4、「本文條目（二十五〜二十八条）」

『雑々集』	『秘要集』
廿五、朝中諸神數事、并靈社 廿二社十六社ノ事、 <small>八所靈社諸社方角ノ事</small>	二十五。朝中諸神數并靈社廿二 社。十六社ノ事。八所御靈社。諸 社方角ノ事
廿六、諸社方角之事	二十六。次諸社方角事
(缺)	二十七。(條名ナシ)
廿八、大神宮之事	二十八。大神宮事

畿内六百五十八座 東海道七百三十座^(ママ)

東山道三百八十二座 北陸道百四十座^(ママ)

山陰道五百六十座 山陽道百四十座

南海道百六十三座 西海道百七座

延喜式云。朝中天神地祇。惣合^{シテ}三千一百四十二座也^(ママ)

付七社 二十二社。十六社之事

伊勢 石清水 加茂^(ママ) 松尾

平野 稻荷 春日 大原野

大神 石上 大和 廣瀬

龍田 住吉 日吉 櫻宮^(ママ)

吉田 廣田 祇園 北野

舟生^(ママ) 貴船是也

春日已上^ヲ爲七社^ト。或ハ^ハ除^テ日吉。廣田。祇園。北野。舟生^ヲ。貴布禰^ヲ爲二十六社^ト也

二十六。次諸社方角事

東方^{吉田} 西方^{松尾 櫻宮} 南方^{春日 龍田} 北方^{加茂 貴船}

辰巳^{伊勢 稻荷} 未申^{住吉 石清水} 戌亥^{平野 北野}

次八所御靈事

吉備靈。崇道天皇^{桓武ノ弟。早良親王也} 伊與親王^{崇道ノ御子也} 藤原大夫^{伊與親王ノ御母}

藤大夫 大宰大式 弘繼 橘大夫。勢文大夫 文屋宮 田麻呂 火雷神 已上

常在靈山 ヲ 讀 レ 歌 ニ 事 并 日神 ト 釋迦 ト 非滅現滅 ノ 事

アヤナクモ 雲陰ヌト 見 シ 月 ノ

鷺 ノ 峯 ニ ハ 住 ヌ 夜 ソ 無 キ

世 ノ 中 ノ 人 ノ 心 ノ 浮雲 ニ

空陰スル 在明 ノ 月 郁芳門院

羨 シ 心 ノ 雲 ヤ ハレヌラン

鷺 ノ 山邊 ニ 照 ル 月 ヲ 見 テ 藤原 基俊

釋迦如来。憍恣厭怠 ノ 雲 ニ ソラ陰 ノ 非滅 ニ モ告 ケ 玉フシハ天照

太神 ノ ソサノ悪行 ヲ 悲 ミ。岩戸 ニ カクレ玉ヒシト同事也

二十七。六段有 リ 一紙 ニ 一〇

とある。

『延喜式』「神名帳」座数については、『雑々集』では山陰道・山陽道・南海道を小字で註文の如くに記すものの、概ね同文である（ただし、『雑々集』は北陸道「百卅」、山陽道「百卅」とする⁴²）。また、東海道は『延喜式』では七三一座とするが、両書とも七三〇座とし、『延喜式』諸国神祇の総座数三三三三座を「三千一百四十二座」とする。なお、北陸道は『延喜式』では三三三座とするところを一四〇座とする。これについては、恐らくは、左に位置する「山陽道百四十座」との目移りによるものであろう。

さらに、その後の二十二社に関する部分で梅宮を「櫻宮」に、丹生を「舟生」に作る点も両書ともに共通する誤り

であり、また、貴船については二十二社掲出部では「貴船」、十六社を述べる箇所では「貴布禰」とする点も同様である。ただし、『秘要集』では「加茂」とされる部分を『雑々集』は「賀茂」に作る点が異なる。

しかし、今ここで最も注意すべき点は、両書とも、二十五条目の本文条目を「朝中諸神數^并靈社廿二社。十六社ノ事。八所御靈社。諸社方角ノ事」として、(一)国内(延喜式)「神名帳」の神祇の座数、(二)二十二社と十六社、(三)八所御靈、(四)諸社の方角、の四つの項目を一つに合わせて記しているにも関わらず、本文では(一)および(二)のみを記すことである。

その後、『秘要集』では本文条目、目録ともに二十六条目を改めて「次諸社方角事」として本文を(四)・(三)の順で記し、次いで二十七条の本文条目を置かぬまま「六段有^リ一紙^ニ」と記す。

他方、『雑々集』では、二十六条の「次諸社方角事」までの条目の立て方は同様であるが、そこに「纂疏抄」をも含め、その後、二十七条を缺くままに「廿八、大神宮事」に移る。なお、目録では二十七条目として「八所御靈之事」を立てている。

ここで、改めて両書二十六条目の本文に注目すると、そこには、(一)～(四)には全く無縁の「常在靈山^ヲ讀^レ歌^ニ事^并日神^ト釋迦^ト非滅現滅ノ事」に始まる一文が含まれており、これと、「次諸社方角事」「次八所御靈事」に見る「次」字を合わせて勘案すると、少なくとも現存本『雑々集』ならびに『秘要集』の親本より前のある段階では、

二十五。朝中諸神數^并靈社廿二社。十六社ノ事。八所御靈社。諸社方角ノ事

城中三十六座^(ママ) 京中三座

(中略)

付七社 二十二社。十六社之事

伊勢 石清水 加茂 松尾

(中略)

次諸社方角事

東方 吉田

西方 松尾 櫻宮

南方 春日 龍田

北方 加茂 貴船

(中略)

次八所御靈事

吉備靈。崇道天皇 桓武ノ弟。早良親王也 伊與親王 崇道御子也 藤原大夫 伊與親王御母

(中略)

二十六。常在靈山 ラ 讀 レ 歌 ニ 事 并 日神 ト 釋迦 ト 非滅現滅ノ事

アヤナクモ 雲陰ヌト 見 シ 月 ノ

(中略)

二十七。纂抄文段ノ事

六段有 リ 一紙 ニ 一〇

という形をとっていたのであり、「次諸社方角事」「次八所御靈事」は二十五条内の一項目であったと推されるのである。

以上より、両書は祖本を同じくするものではあるが、現存本に至るまでのある段階の本において、目録や本文条目等が缺けた状態となっていたのであろう。そこで、その書写過程で書写者が各自の判断のままに手を入れ、また目録を作成したために、現存両書が合致しないという事態が起こったと推測されるのである。

ところで、筆者は先ほどより「現存本『雑々集』ならびに『秘要集』の親本より前のある段階」や「現存本に至るまでのある段階の本」などと述べてきた。このように慎重な態度を取らざるを得ないのは、両書間の条目の相違や脱落はここに掲げた部分のみならず他の条にも見受けられ（表1・2参照）、これらは、「纂疏抄」後補時期の問題等とともに、両書の成立過程を考える上で重要な意味を含むもの、すなわち、両書の先後関係にとどまらず、『雑々集』祖本貞治五年成立説⁽⁴⁾についても一石を投じるものと考えらるからである。しかし、今ここにそれを詳しく述べる用意はないので、今後より詳細に検討を加え、稿を改めて述べることにしたい。

五、『雑々集』異本を求めて——むすびにかえて——

以上、原氏の言を手がかりに、かつての雪辱を果たすために拙論の再検討を行ない、さらに『雑々集』と『秘要集』の関係について思うところを述べてきた。

それらを整理すると、

イ、『雑々集』下巻と『秘要集』はほぼ同文同内容であるが、複数の相違点、すなわち各々が独自記事を抱えていること。

ロ、『雑々集』の抱える独自記事のうち、「廿七 八所御霊之事」に見られる一丁半分の『書紀』関連の記述は『纂疏』の抄文すなわち「纂疏抄」と呼び得るものであること。また、それを『秘要集』第二十七条の条名「纂抄文段」に照らし合わせると、本文に記されるところの「一紙」にあったとされる「六段」の内容が、ほぼ間違はなく『雑々集』当該記事にあたるものであったと考えられること。

ハ、『雑々集』「纂疏抄」には、これまでに言われる兼良自身による二種稿本のうち、康正年間に成立したとされる初稿本系『纂疏』ないしその注釈書（兼俱（吉田家）に連なるものである可能性を含む）が引かれていること。

ニ、当該部分を含む『雑々集』『秘要集』両書の二十五条より二十七条に至る三条の条目の相違により、現存本に至るある段階の本では、二十五「朝中諸神數^并 靈社廿二社。十六社ノ事。八所御靈社。諸社方角ノ事」、二十六「常在靈山^ヲ讀^レ歌^ニ事^并 日神^ト釋迦^ト非滅現滅ノ事」、二十七「纂抄文段ノ事」との形を有していたことが推測され、そこから、現存『雑々集』や『秘要集』の書写時点、或いは親本の段階ですでに目録および本文条目等が失われていたと考えられること。従って、今に見る目録は書写者が内容に即して個々に作成した可能性のあることとなる。

なお、現存の『雑々集』と『秘要集』の先後関係について、如上、(一)『秘要集』本奥に見る「書畢」の解釈、(二)両書が同様の誤字（或いは誤写）を抱える点からその書承系統を同じくすると考えられる点、(三)目録と本文条目名の相違、などに加え、イに示した各種独自記事の問題や(二)の問題と関連して、「纂疏抄」を含め、従来、『雑々集』において室町期以降の加筆とされてきた部分がいずれも天正七年以前のものであって、『秘要集』のみに限って言えばその本奥と齟齬をきたさない点、ひいては『雑々集』上下巻の関係を如何様に捉えるか、など未だ多くの問題が残されているが、これらについてはすべて他日の業に譲ることとしたい。

最後に、今いちど、『雑々集』諸本について述べておきたい。

かつて筆者は、高橋伸幸氏が三弥井書店『伝承文学資料集成・第四輯』（未刊）の編集の際に底本として用いようとした「『国書総目録』に著録された彰考館本・天理図書館本以外の善本⁴⁵」と、牧野氏の指摘する「叡山文庫蔵書中」の「書名を異にした同一の書⁴⁶」という、天理本・彰考館本以外の伝本の存在を指摘したが、さらにその後、異名の伝本の

あることを知った。

すなわち、松岡心平氏が「落合博志氏の御好意により閲覧が可能となった」と記す「『陰陽不測私集』という外題を持つ青蓮院本『神道雑々集』と『山王神道秘要集』と題された『神道雑々集』」⁽⁴⁷⁾がそれである。

いずれも『国書総目録』等にも見えない一本ではあるが、これが高橋氏、牧野氏の言う一本を指すかは判然としない。なお、後者の『山王神道秘要集』は『秘要集』との関わりを思わせる書名であるが、松岡氏は天理本等では上巻、二十七条にあたる「荒神之事」を引いており、⁽⁴⁸⁾二本（『陰陽不測私集』と『山王神道秘要集』。筆者註）を校勘した⁽⁴⁹⁾と述べる点から、同書は『秘要集』のように『雑々集』下巻のみではなく、上巻の内容をも有する本なのであろう。

これまで、『雑々集』は中世文学研究において、他書との比較のために利用される機会は多分にあつたが、他の多くの神祇書の類に対しては詳細な研究がなされてきたことに比して、同書自体について詳しく考察を加えたものはほとんどなかったのが実情である。これは、同書の活字化どころか影印すらも公刊されていないことのみならず、小論で取り上げた『秘要集』ほか、前掲の異名を持つ伝本数点⁽⁵⁰⁾があり、その全容を捉え難いことも一つの原因であらう。

となれば、将来、より多くの伝本が見出され、現在確認されているものと併せてそれら全てが容易に披見し得るようになった暁には、或いは小論などはもはやその意義を失うのかも知れない。しかし、それはまた、『雑々集』の全容解明、ひいては中・近世神祇言説研究の発展という上では大いに歓迎するところでもある。

近年、『雑々集』をめぐる動きが活発化しているようである。⁽⁵¹⁾こうした動きがさらなる発展をみせ、「小論などはもはやその意義を失う」時の訪れることを願って止まないが、しかし、その時の至るまでは、なお残された課題に取り組んでいきたいと思う。

註

(1) 『国書総目録』は「しんとうぎつぎつしゅう」と訓み、その他これに倣う例が多いが、伊藤聡氏は「しんとうぎつぎつしゅう」と訓んでおり（伊藤聡・遠藤潤ほか著『日本史小百科 神道』（二〇〇二年、東京堂出版）、「神道と文芸」）、その訓みは一定をみない。

(2) 朝倉治彦氏、近藤喜博氏、牧野和夫氏は、上下巻随所に「至貞治五年」との記述が散見し、また、下巻第八条「大宮御本地之事」に「一、卜部兼俱仰云…」との一文や、同「廿二 王域北野奉勸請天神事」中に「天神縁起抽／書、永正十一年四月七日、快尊、奉^ル尋^ニ天満天神ノ由来^ヲ…」とあるによつて貞治五年祖本成立説ならびに室町期に至る随所の後補説を採る（朝倉「白髭」の發生」（『國語國文』第二十一巻第七号、一九五二年、京都大学文学部国語学国文学研究室編・刊）、近藤「神道集について」（同氏編『神道集 東洋文庫本』、一九五九年、角川書店）、牧野「孔子の頭の凹み具合と五（六）調子等を素材にした二、三の問題 附、延慶本『平家物語』と近江」（同氏著『中世の説話と学問』、一九九一年 和泉書院）。しかし、その構成の不自然さなどから、些かの不審も残る。

すなわち、確かに「至貞治五年」なる記事が上巻に四箇所、下巻に九箇所を数えることより上下を切り離して考えることには注意を要するものの、上巻は「五十四 賀茂社事」を除く全ての条が訓点や送り仮名を付した和臭漢文であるのに対し、下巻は和臭漢文と、訓点を付さない和文とが混在することから、上下間には統一感が見られないのである。なお、上巻は山門の教説・故事、宮中・神宮、修験霊山、著名神社、障碍神、神道論などについて述べる条がそれぞれまとめ配されおり、撰者による種々の法則が見て取れる。その中の著名神社の一群に「廿、賀茂御多羅枝河事」のあることから、五十四条「賀茂社事」のみ巻末に付される点の不審である。本条のみほぼ完全な和文である点も含め、恐らくは後に加えられたものであろう。

また、上巻四十九条、下巻三十六条は、内容は異なるものの「物忌之事」と同様の条名が使用されている点も不審を誘う。

この他、天理本についてのみであるが、上巻の内題は「神道雑々集上」とあるものの「上」字の下に「下」（或いは「上」字の上に「下」と記されており、他方、下巻内題は「神道雑々集」とのみあり、上下の別がない。また、上巻の内題・内題・本文の筆は一致し、下巻については内題と本文は上巻と同一人物の手によると推されるが、内題のみが別

筆と看做される。

これらより、その上下巻が同一撰者によって同時期に成立したと考えるには疑問が残る。

さらに、その成立を考える上での根拠となる前掲「至^二貞治五年^一」の記述についても、例えば阿部泰郎氏が「山王神道を中心とした叡山天台の立場から諸社の縁起・神道説を類聚雑纂した書」（『真福寺善本叢刊七 中世日本紀集』（同氏・山崎誠編、一九九九年、臨川書店）中、「熱田宮秘釈見聞」解題（四九九頁））と評する如く、上下巻ともに「有^二云^一や^一〇〇（書名等）云」などの諸書よりの引用の多いことから、「至^二貞治五年^一」を持つ条が、同年に成立した何らかの神祇書などより採られたものである可能性も想定され得る。

かくして、貞治五年成立説については検討の余地が残されていると思われる。

- (3) 彰考館本はその奥書に「目林白水之本謄録」とあり、ここから稀観本の蒐集家として知られる近世期の書肆・林白水（出雲寺時元）の所蔵本より書写したものであることが知られる。

他方、天理本には奥書等はなく、その正確な伝来を知りえないものの、(一) 内部随所に誤字に対する訂正の註文が本文と同筆の墨書、或いは朱書によつて記される点、(二) 本文と同筆と認め得る「如本」（墨書）などの書き入れの散見する点、(三) 恐らく書写段階で書写者が親本の字を読みぬまに写したことに発すると思しき、不可解なくずし方や字体の存する点、(四) 下巻末丁に、恐らく本文と同筆と思われる「一校了」との朱書が認められる点、などにより、貞治五年以降に係る記述が本文として記されている点と併せて、やはり祖本には当たらない写本であることが推される。

なお、本稿における『雑々集』引文については全て天理本に拠った。ただし、私に読点を付し、異体字等を通行の文字に改めた部分もある。さらに、傍線はすべて筆者によるものである。

- (4) 『續天台宗全書 神道一 山王神道I』（天台宗典編纂所編、一九九九年、春秋社）所収。校訂・解題は池山一切圓氏による。なお、以降の引文・表記はすべて同書によるが、傍線についてはすべて筆者が私に付したものである。

- (5) 『神道雑々集』研究序説（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第三十八号、二〇〇三年、明治聖徳記念学会編・刊）

- (6) 『山王神道秘要集』二十七纂抄文段ノ事」と『神道雑々集』（『神道と日本文化』第二号、二〇〇四年、國學院大學神道史學會編・刊）

- (7) 右掲書解題（一〇頁）によれば、本書の対校本は「なし」となっているが、底本の長脱文を対校本で補ったことを示す「脱字・加文の注記」記号「^一」が目録「三十九。靈劍事」、本文条目の三十一「日本事」・三十一「佛前二王之事」・三

十二「連歌之事」・三十四「神武天王之事」・三十五「藤原系圖事」・三十九「靈劍事」に付されている。これは、池山氏が、条目名の缺けている本文に対し、内容に即する条目名を目錄によつて付したものである。また、三十九「靈劍事」については目錄・本文共に当該記号の付されることより、池山氏の命名に因る条目名であろう。

- (8) 『秘要集』では「兆滅」を「非滅」に作る。以下、『秘要集』にならう。
 (9) 註5掲、拙稿。
 (10) 『国文学 解釈と鑑賞』第六十四卷二号（一九九九年、至文堂編・刊）。
 (11) 右掲書、一七八頁。
 (12) 影印本として、天理図書館善本叢書部第二十七卷『日本書紀纂疏・日本書紀抄』（天理図書館善本叢書部編集委員会編、一九七七年、八木書店）がある。
 (13) 『日本書紀纂疏・その諸本』（『藝林』第七卷二号、一九五六年、藝林会編・刊）
 (14) 註12掲書、解題。
 (15) 「吉田兼俱の日本書紀研究―兼俱書写『日本書紀纂疏』改訂本―」（『国学院雑誌』八十二卷十一号、一九八一年、國學院大學編・刊）
 (16) 『日本書紀纂疏』の基礎的研究―諸本と兼良説の定位とをめぐって―（中村啓信ほか編『梅沢伊勢三先生追悼 記紀論集』、一九九二年、続群書類従完成会）
 (17) 国民精神文化研究所編、一九三五年、目黒書店。
 (18) 註13掲書。
 (19) 註16掲書、四八九頁。
 (20) 「日本書紀纂疏の成立―曼殊院本を中心にして―」（『ビブリア』九号、一九五七年、天理図書館編・刊）。
 (21) 右掲書、九頁。
 (22) 註13掲書、解題。
 (23) 註15掲書
 (24) 同氏校注『神道大系古典註釈編三 日本書紀註釈（中）』「解題」（一九八八年、神道大系編纂会編・刊）。
 (25) 註16掲書

- (26) 註15掲書、一七四〜一七五頁。
- (27) 右掲書による。以降、筆者もこの呼称に従う。
- (28) 同右。
- (29) 註15掲書、一七五頁。
- (30) ここで言う「本文」は「書紀」の内容というほどの意味で、「本文」「一書」の意ではない。以降、同様。
- (31) 註16掲書、五〇〇頁。
- (32) 右掲書、五一八頁。
- (33) 右掲書、五二〇頁。
- (34) 同右。
- (35) 註13掲書に「尾州徳川家傳來の駿河御讓本（慶長年中書寫）」（三三頁）とあり、また、『蓬左文庫駿河御讓本目録』（一九六二年、名古屋市鶴舞図書館編・刊）の「日本書紀纂疏」（二頁）に「慶長中写」とあるによる。
- (36) 註15掲書による。なお、同論考より、同本は龍尚舎（熙近）所蔵本によって書写されたものであることが知られる。ちなみに尚舎は伊勢外宮祠官家出身の俳人で、元和二年（一六一六）〜元禄六年（一六九三）の人物である（浅野晃「芭蕉と伊勢俳人―足代弘員・龍尚舎・路草久保倉右近―」（『皇學館大学紀要』第二輯、一九六四年、皇學館大學編・刊）および『国学者伝記集成』一（大川茂雄・南茂樹編、一九三四年、国本出版社）、「龍野熙近」（九一頁）による。なお、この「龍野」については同統篇（一九三五年、編・刊同前）の「補正」において「龍野は誤りで氏は龍」と改められている（五四七頁）。
- (37) 国文学研究資料館所蔵マイクロフィルム版による。
- (38) 註2掲、牧野、九四頁。
- (39) 神野志隆光編『別冊國文學四十九 古事記日本書紀必携』（一九九五年、學燈社）の、神野志隆光「『日本書紀纂疏』解題」（一六九頁）による。ただし、この記述は、例えば宣賢自筆『日本書紀神代抄』（註12掲書による）上巻一〇丁（一八〇頁）「十一段次第、纂疏分爲二十段」、ト氏分爲二十一一段」や「第八經營天下ノ段、纂疏不立此段」、或いは中巻二十八丁オウウ（三三三〜三三四頁）の「第八天下經營（中略）コレハ一書ノ内ナレトモ當家ニハ此ヨリ切テ第八段トソ（中略）纂疏不立此段ト氏一流秘説也」などの記述との間に些かの矛盾がある点に留意する必要があるであろう。

- (40) 註2参照。
- (41) 同右。また、牧野和夫氏は「叡山文庫蔵書中に書名を異にした同一の書があり（中略）南北朝初期頃の山門の神道記録が吉田兼俱へ入り更にその弟子快尊に伝来したもの」（『武久堅氏著『平家物語成立過程考』（『国学院雑誌』第八八巻十号 一九八七年 國學院大學編・刊）や、「兼俱」からその弟子「快尊」へ遞藏・書写された」（『三國伝記』と『太平記』の周辺」（『説話文学研究』第二十五号、一九九〇年、説話文学会編・刊）などと述べ、兼俱と本書の関わりを示唆する。
- (42) ただし、『雑々集』は全体的に「卅」と「卅」をそれぞれ「卅」「卅」と記す。同箇所も「百卅座」と記しているが、あるいはこれについては「卅」の意で書写したものかも知れない。
- (43) 註8参照。
- (44) 註2参照。
- (45) 阪口光太郎「『塵滴問答』と『神道雑々集』」（『東洋大学大学院紀要第二十六集 文学研究科』、一九九〇年、東洋大学大学院編・刊）、二四四頁。
- (46) 註41参照。なお、牧野氏は同書について九〇年の論考の中で、「戒・記両家の交点に位置する「場（ところ）」周辺に展開し」、「恵鎮にきわめて近い圏内に成立した書物」と述べている（五〇〜五一頁）。この「書名を異にした同一の書」について筆者は寡聞にして知り得なかつたが、或いは『神道雑々集』・叡山文庫蔵『山門記』（山神に髪を供えること、中臣祓は最澄が唐土より舶載したこと）（註2掲書、牧野、一五六頁）などと書名を併記して掲げるこの『山門記』（筆者未見）がそれにあたるか。
- (47) 「毘那夜迦考—翁の発生序説—」（同氏編『鬼と芸能—東アジアの演劇形成』、二〇〇〇年、森話社）、二五二頁。
- (48) 右掲書、二四七〜二四八頁。
- (49) 同右。
- (50) 天理本と彰考館本は本文は元より、註記や誤脱に至るまでほぼ完全に一致することから、その先後関係までは確かめ得ないものの、書承系統を同じくする、いわゆる兄弟本であると認められる（註5掲拙稿、四六頁参照）。これにより、『雑々集』の書名を持つものがこの二本しか見出されていない今日、『雑々集』という本すら孤本の範疇に含み得るものと言えなくもない。そのように考えると、両本とも祖本にあたるものとは認められず（註3参照）、その先後関係が定か

でない上に正確な書写年代を知る術のない現段階において、『雑々集』が全ての異名本に先立って存し、かつ流布していたなどと考えるには注意を要するであろう。

(51) 現在、伝承文学研究会の関西例会(月例)では、『雑々集』の輪読会が行なわれている(同研究会HP <<http://densyo-uken.exblog.jp/>>による。二〇〇七年三月十五日確認)。